

長岡造形大学優秀学生賞規程

(目的)

第1条 この規程は、長岡造形大学学則（以下「学則」という。）第46条に規定する学生の表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(制度)

第2条 長岡造形大学（以下「本学」という。）に、長岡造形大学優秀学生賞（以下「本表彰」という。）を設置する。

2 本表彰は、本学造形学部2年次から4年次に所属する学生のうち、各学科において人格に優れ、かつ、学業成績が最も優秀と認められた者に対し、表彰を行う。

3 学業成績を確認する基準日は、4月1日とする。

(表彰の対象)

第3条 本表彰の対象となる者は、本学造形学部基準日の前日以前から在籍している者とする。

2 前項の規定にかかわらず、学則第47条の規定により懲戒を受けたことがある者は、本表彰の対象としない。

(選考及び決定)

第4条 本表彰を受ける者（以下「表彰生」という。）は、学長が決定する。

(決定の通知及び公示)

第5条 学長は前条の結果を、表彰生及び保証人に通知し、公示する。

(表彰方法)

第6条 表彰は、学長が表彰生に表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、副賞を授与することができる。

(表彰の公表)

第7条 学長は、表彰を行った場合は、これを公表する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、優秀学生賞の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。